



みやぎ税務会計事務所通信

《 2021年7月 》



税務の話題

消費税「インボイス制度」について



消費税 10%（軽減税率 8%）が開始された 2019年 10月。

その際、既に予定されていた「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」が、2023年 10月より始まります。……え！？ 2年後の話！？！？

はい、適用は2年後ですが、2021年 10月 1日から「適格請求書発行事業者（登録事業者）」の登録が開始されるのです。今日は、事業を行う方、皆さまに関係するお話です。

これがインボイス！

請求書

△△商事(株)
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④ → * 軽減税率対象

現状では、記載は必須とされていない①④⑤部分が、インボイスでは必須とされます（赤い部分です）。

このうち、①の登録番号は、インボイスを発行する事業者として登録を受けなければ、記載することができません。この登録申請が【2021年 10月 1日から】始まるのです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

「必須なら登録しないと！」

確かに「登録番号」は「インボイス制度」では請求書の必須項目ですが、「インボイス」は、誰もが必要なのでしょうか…。



国税庁「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度理解のために－」（令和2年6月）より抜粋

インボイスが必要になるとき

～～ 買う側として ～～

「適格請求書発行事業者」が交付するこの「登録番号」が記載されたインボイスでなければ、「仕入税額控除」の適用を受けることができません。

仕入税額控除とは、簡単にいうと、代金とあわせて支払った消費税額を「支払済の消費税」として、売上等とあわせて預かった消費税から控除すること。つまり、インボイスに基づいて支払った消費税でなければ「支払った」とは認められないのです。

ということは…

～～ 売る側として ～～

「仕入税額控除」を受ける必要のある相手方からは、インボイスの発行を求められることになるはず。極端にいえば、「インボイス発行できない？なら取引しない」と言われかねないということです。

一方、相手方が「仕入税額控除」を受けないのであれば（一般消費者や免税事業者など）、インボイスを発行しなくとも問題ないことになります。皆さまのお相手はいかがですか。

